

## 「家財おまかせ便」運送約款

アートセッティングデリバリ一株式会社

認可日平成19年7月30日  
改定令和7年1月1日

### 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 運送業務
- 第一節 通則(第三条・第五条)
- 第二節 引受け(第六条・第十五条)
- 第三節 積込み又は取卸し(第十六条)
- 第四節 貨物の受取及び引渡し(第十七条・第二十四条)
- 第五節 指図(第二十五条・第二十六条)
- 第六節 事故(第二十七条・第二十九条)
- 第七節 運賃及び料金(第三十条・第三十四条)
- 第八節 責任(第三十六条・第四十九条)
- 第九節 連絡運輸(第五十条・第五十七条)
- 第三章 附帯業務(第五十八条・第五十九条)

**第一章 総則**  
(事業の種類)  
第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2. 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3. 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

(適用範囲)

第二条 この約款は、当店が一般貨物自動車運送事業として行う「家財おまかせ便」に適用されます。

2. この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般的な慣習によります。

3. 当店は、前二項の規定にかかるわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

### 第二章 運送業務

#### 第一節 通則

(受付日時)

第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2. 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

(運送の順序)

第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、廃棄又は変質やすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(引渡し期間)

第五条 当店の貨物の引渡し期間は、次の日数を合算した期間とします。

一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日

二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三 集配期間 集荷及び配達をする場合においては各一日

2. 前項の規定による引渡し期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延長とします。

#### 第二節 受取

(貨物の種類及び性質の確認)

第六条 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることができます。

2. 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

3. 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4. 当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

(引受拒絶)

第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することができます。

一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

2. 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

3. 当該運送に適する設備がないとき。

4. 当該運送に關し、申込者から特別の負担を求める場合。

5. 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

6. 荷物が次に掲げるものであるとき。

ア 花火類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの

イ 当店で特に引受けを拒絶する定めたもの

① 貨物の性質により拒絶するもの

● 現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類

● クレジットカード、キャッシュカード等のカード類

● 遺骨・位牌・仏壇

● 銃砲刀剣

● 美術品及び骨董品

● 犬・ネコ・小鳥等のペット類

● 再発行が困難な受取票、パスポート、車検証類

● 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類

● 花火、灯油、ガスボンベ、シンナー等、発火性・引火性・揮発性のある物品

● 毒物及び劇物類

● 複数の個人情報が内容物に含まれるもの

② 貨物の価格により拒絶するもの

● 一貨物の価格が五十万円を超えるもの

七 天災その他のやむを得ない事由があるとき。

(送り状)

第八条 荷送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。

一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二 集荷先及び配達先又は発送地及び到達地(団地、アパートその他高層建築物)にあっては、その名称及び電話番号を含む。)

三 運送の扱種別

四 運賃、料金、立替金その他の費用(以下、「運賃、料金等」といいます。)の支払に関する事項

五 荷送人及び荷受けの氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六 高価品については、貨物の種類及び価額

七 品代金の取立てを委託するときは、その旨

八 その他の荷物の運送に關し必要な事項

九 引受限度額

2. 荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合においては、荷送人は、送り状を交付したものとみなします。

3. 荷送人は、当店が第一項の送り状の交付を請求しないときは、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

(高価品及び貴重品)

第九条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便手形及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに

金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンクステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑桂、石、琥珀、

真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品

二 美術品及び骨董品

三 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)

2. 前項第三号の一キログラム当たりの価格は、一荷造りごとに、これをいいます。

3. この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

(運送の扱種別等不明の場合)

第十条 当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物を運送します。

(荷造り)

第十一条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

2. 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3. 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えない認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることができます。

(外装表示)

第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいうように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。

一 荷送人及び荷受けの氏名又は商号及び住所

二 品名

三 個数

四 その他運送の取扱いに必要な事項

2. 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

(動物等の運送)

第十三条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受け人に対して次に掲げることを請求することができます。

一 当店において、集荷、持込み又は受取の日時を指定すること。

2. 当該貨物の運送につき、付添人を付すこと。

(危険品についての特則)

第十四条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当

該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

(連絡運輸又是利用運送)

第十五条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

#### 第三節 積込み又は取卸し

(積込み又は取卸し)

第十六条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2. シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受け人の負担とします。

#### 第四節 貨物の受取及び引渡し

(受取及び引渡しの場所)

第十七条 当店は、送り状に記載され、又は通知された集荷先又は発送地において荷送人又は荷受けの指図する者から荷物を受取り、送り方に記載され、又は通知された配達先又は到達地において荷受け又は荷受けの指定する者に荷物を引き渡します。

2. 当店は、荷受けより当店が定める方法により依頼された場合には、貨物の引渡日及び配達先を変更して引き渡すことがあります。ただし、荷物の外装もしくは送り状の見やすいところに転送をしない旨を明瞭に記載した貨物については、この限りではありません。

(管理者等に対する引渡し)

第十八条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受けに対する引渡しとみなします。

一 荷受け人より引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

二 船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

(留置権の行使)

第十九条 当店は、貨物に間接受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しません。

2. 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日に支払わなかつたときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人の運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

(引渡しの方法)

第二十条 当店は、荷受けを確知することができない場合には、遅滞なく、荷送人に對し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図すべきことを催告することができます。

2. 当店は、荷受け人が貨物の受取を拒み、又はその他の理由により受け取ることができない場合には

は、遅滞なく、荷受けに對し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷送人に對し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

(引渡し不能の貨物の寄託)

第二十一條 当店は、荷受けを確知することができない場合には、荷受けの費用をもって、その貨物を倉庫業者に寄託することができます。

2. 当店は、前項の規定により荷物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に對して通知します。

3. 当店は、第一項の規定により荷物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。

4. 当店は、第一項の規定により荷物の引渡しの請求があつた場合において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び引渡しに要した費用を負担するまで、当該倉庫証券を留置することができます。

5. 前四項の規定は、前条第二項に規定する場合について準用します。この場合において、第二項の「荷受け」とあるのは「荷送人又は荷受け」と読み替えるものとします。

(引渡し不能の貨物の供託)

第二十二条 当店は、荷受けを確知することができない場合には、荷受けの費用をもって、その貨物を倉庫業者に寄託することができます。

2. 当店は、前項の規定により荷物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に對して通知します。

3. 前二項の規定は、第二十条第二項に規定する場合について準用します。この場合において、前項の「荷受け」とあるのは「荷送人又は荷受け」と読み替えるものとします。